

## 社会福祉法人仁風会 役員等報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人仁風会（以下「当法人」という。）定款第9条及び第23条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする。）の報酬等について定めるものとする。

### (役員報酬)

第2条 当法人の役員等に対する役員報酬は、支給しないものとする。

### (費用弁償)

第3条 役員等が、理事長の指示又は理事会の委任を受け下記の法人業務を行う場合、次の通り費用を弁償する。ただし、施設長等の施設職員が役員の場合には支給しない。

2 交通費の実費が次の費用弁償額を超える場合は、旅費規程に基づき、その実費相当額を別途支払うことができる。

### (1) 評議員

|                     |          |
|---------------------|----------|
| 評議員会への出席            | 1回 4000円 |
| 上記の他、法人及び施設業務のための出勤 | 1回 4000円 |

### (2) 理事・監事

|  |          |
|--|----------|
| 理事会等会議への出席                                   | 1回 4000円 |
| 監事監査等への出席                                    | 1回 4000円 |
| 上記の他、法人及び施設業務のための出勤                          | 1回 4000円 |
| 理事長及び理事長職の代行政事が、理事会等会議への出席及びその他法人や施設業務のための出勤 | 1回 5000円 |

### (改廃)

第4条 本規程は、評議員会の承認を経て、改廃することができる。

### 附則

1. この規程は、平成29年4月1日から施行する。